

袋井市シルバーワークプラザに係る指定管理者の候補者の選定結果について

袋井市シルバーワークプラザへの指定管理者導入に当たって、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

(1) 施設の名称・所在地

名称 袋井市シルバーワークプラザ

所在地 袋井市久能 1287 番地の 1

(2) 施設の設置目的

高齢者（55 歳以上の者をいう。）の就業を促進し、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

2 申請概要

(1) 申請の期間 平成 25 年 8 月 1 日(木)から平成 25 年 9 月 13 日(金)まで

(2) 申請者

申請者名	所在地／代表者
公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター	袋井市久能 1 2 8 7 番地の 1 理事長 鈴木 弘

3 事業提案等の審査

(1) 審査の観点及び選定方法

申請者から提出された書類やプレゼンテーションを基に、袋井市指定管理者選定委員会において審査し、指定管理者の候補者の選定を行った。

審査は、申請者の提案内容を審査項目ごとに点数化し、候補者としての適性を確認した。

【審査項目】

主 な 審 査 項 目			配点
1	申請者に関する項目 (総合評価含む。)	団体の経営基盤は安定しているか	4 0
		施設の管理運営を安定して行うための人的・物的能力はあるか	
2	施設運営に関する項目	施設の設置目的を理解し、公の施設としての役割を適切に担うことができるか	2 5
		効果的かつ効率的な管理運営ができるか	
3	サービス内容に関する項目	利用者本位の柔軟なサービスの提供ができるか	2 5
		危機管理をはじめ、安全で安心した施設の管理運営ができるか	
4	収支予算に関する項目	適切な収支バランス及び経費削減が図られているか	1 0
合 計			1 0 0

(2) 選定委員会及びプレゼンテーションの開催日

ア プレゼンテーション 平成 25 年 10 月 25 日(金)

イ 選定委員会 平成 25 年 10 月 30 日(水)

(3) 選定結果及び選定理由（点数は、委員7名の合計点700点を満点とする。）

ア 選定結果

選定は、「高齢者（55歳以上の者をいう。）の就業を促進し、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する」という設置目的を達成するため、(ア)施設の設置目的を理解し、当該施設にふさわしい管理運営方針を持っているか、(イ)平等な利用を確保し、安全で安心して利用できる管理体制がとられているか、(ウ)利用者等の意見を管理運営に反映させる仕組みがあるか、(エ)施設の管理運営に当たり、適切な人員配置や就労支援体制は整っているか、(オ)市民サービスの向上に向けた意欲的かつ具体的な提案があるかを主なポイントとして審査し、次のとおりの結果となった。

審査項目		申請者名
		公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター
1	申請者に関する項目（総合評価含む）	234
2	施設運営に関する項目	140
3	サービス内容に関する項目	120
4	収支予算に関する項目	56
合 計		550

イ 選定理由

この施設は、高齢者の就業を促進し、その能力を生かした活力ある地域社会づくりを効果的かつ効率的に達成させるため、施設内に公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センターの事務所を置き、健康で働く能力や意欲をもった高齢者が会員登録し、集い、働く施設の実現を目指していることから、当該団体を特定した。

審査の結果、特に次の点が評価され候補者として選定した。

- (ア) シルバーワークプラザ開設から、良好で安定した管理運営の実績があること。
- (イ) シルバー人材センターの活動と連携を図ることで施設の効用を高めていること。また、施設内に当該団体の事務所を設置させることで、効率的な施設管理が可能であること。
- (ウ) 課題や社会経済などの環境の変化を的確に捉え、高齢者が担える分野を模索し、新たなニーズとマーケット開拓に努めていること。また、新たに開拓すべき分野を担うことができる人材確保やその育成に向けた計画が提案されていること。
- (エ) 経営の母体である団体の改革にも着手し、団体内の意識改革と組織体制の強化にも精力的かつ意欲的に取り組む計画となっていること。
- (オ) スキルアップの講習など研修会を開催し、登録した会員だけでなく、広く一般高齢者の施設利用の促進と併せ、新たな会員確保に向けた取り組みをする計画となっていること。

ウ その他

今後、管理コストの確保や事業収益の利益還元などによる新規事業の創出、会員確保と市民サービスの向上に向けた事業展開を要望したい。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

5 今後の予定

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

指定管理者の指定は、本年11月市議会の議決後に行います。